

舞 鶴 監 第 38 号  
令和 6 年 3 月 5 日

舞鶴市議会議長 上羽 和幸 様

舞鶴市監査委員 今西 克己

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎  
(公印省略)

### 条例案に対する意見

地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 27 日付け舞鶴第 99 号により依頼のありました条例案について、意見を下記のとおり提出します。

#### 記

- 1 対象議案  
第 20 号議案 舞鶴市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 意見  
異議ありません。